



食品衛生規制の見直しに関する骨子案についての EBC の意見

欧州ビジネス協会 (EBC)

2002 年 12 月 9 日

欧州ビジネス協会 (EBC) は欧州各国在日商工会議所の通商政策部門であり、3,000 社以上の在日欧州企業の利益を代表している。EBC は、日本で販売される食品の安全にまつわる懸念をきわめて深刻に受け止めている。欧州の食品メーカーは自社製品の品質に大きな誇りを抱いており、安全な食品供給を維持することの重要性を認識している。

EBC は、日本における食品の生産・流通・輸入に適用される規制環境を改善するために日本政府が着手した努力を支持する。EBC は、食品安全の確保面で有効性をもつだけでなく日本の消費者への良質の食品の効率的な供給も確保する規制の枠組みを策定する当局の能力こそが、消費者の信頼を促進する鍵であると確信している。

骨子案で提案されている改正を含め、日本における食品安全に適用される規制の枠組みのあらゆる改正は、食品メーカーと輸入業者の実際的考慮事項を十分に考慮に入れると同時に十分な消費者保護を確保する、透明性ある効率的なやり方で導入されるべきである。すべての新しい規制要件は、国際社会で広く受け入れられ且つ信頼できる科学的な規制慣行原則に基づいた食品安全基準を土台にすべきである。こうした規制は、すべての製品に平等に適用されるべきであり、輸入品を不当に差別すべきではない。

以下に概説する問題に特別の配慮が払われるべきである。

1. 残留農薬等 EBC は、農薬、動物用医薬品、飼料添加物の残留基準の設定を強化する提案を支持する（骨子案第 3.2(1)項参照）。効果的なリスク・ベースの基準の設定は、効果的な実施メカニズムと相まって、日本における食品安全を大幅に強化する可能性を秘めている。こうした基準の規定内容と適用が現行の国際的なベストプラクティスを反映することが絶対に必要不可欠である。許容残留量（MRL）を定めるための日本の現行方式は信頼できる科学的基準に基づいておらず、あまりにも厳しく規制されている物質がある一方（たとえば抗菌薬の場合は「ゼロ残留」）、事実上何の残留モニタリングもなされずに審査される物質もある。欧米では、新しい物質（動物用医薬品を含む）については、既定の MRL に基づいて製品の販売が承認される時点で投与中止期間が設定される。EBC は、同様のシステムが日本でも採用されるよう提案する。

2. 食品添加物 食品添加物の使用にからむ最近のスキャンダルは、日本における食品添加物規制方法の大きな問題点を明らかにした。日本で使用が認められている 828 種類の添加物のうち、食品添加物に関する FAO/WHO 合同専門家委員会（JEFCA）によって承認されているのは 294 種類しかない。その一方、JEFCA から安全と認められているその他 600 種類以上の物質は、世界中で広く使用されている多数の添加物を含め、日本では使用が認められていない。EBC は、骨子案がこの 2 つの問題のうち、最初のものしか認識していないことに失望している（骨子案第 3.2(2)項参照）。日本の食品添加物規制が国際社会で広く受け入れられた科学的基準と完全に一致することを確保するために、日本の食品添加物名簿近代化への包括的アプローチを日本政府がとるべきであると EBC は確信している。2002 年 10 月 10 日に EBC が厚生労働省に初めて提出した、日本で活動する欧州食品メーカーにとって優先的重要性をもつ改訂版添加物リストを本文書末尾に添付する。

3. 検査 EBC は、骨子案に盛り込まれている監視・検査体制の整備案（第 3.3(1)項参照）を、民間法人等も登録検査機関として登録できることとする提案を含め、支持する。外国の検査機関は考慮対象から除外されるべきではない。EBC は、EU と日本の間、検査基準、検査手続、検査証明書の相互認定も、貿易をさらに促進するための有効な手段であるとみなしている。

付属書 日本で活動する欧州食品メーカーにとって優先的重要性をもつ食品添加物のリスト

可及的速やかに日本の食品添加物名簿に追加されるべき物質：

SSL

リン酸ナトリウム・アルミニウム (SALP)

ポリソルベート 20

ポリソルベート 60

ポリソルベート 65

ポリソルベート 80

ヒドロキシプロピルメチルセルロース

イソプロパノール

アセトアルデヒド

ケイ酸カルシウム

ナタマイシン

ベータ・アポ 8' カロテナル

ヨウ素添加塩

合成タウリン

グルクロノラクトン

ニコチンアミド・アデニン・ジヌクレオチド (NADH)(別名、補酵素 1)

アゾルビン

リン脂質アンモニウム

ヒドロキシプロピルセルロース

ケイ酸カリウム・アルミニウム

グルタルアルデヒド

メタタルトリク酸

ソルビン酸カルシウム

世界の一般的慣行に従うために使用基準が可及的速やかに採用されるべき物質（EU 食品添加物指令参照）:

ソルビン酸

安息香酸

カルボキシメチルセルロース

炭酸カルシウム

酸化マグネシウム

プロピオン酸カルシウム

ソルビン酸カリウム

フェロシアン化ナトリウム

フェロシアン化カリウム

フェロシアン化カルシウム